平成３０年（フ）第８号
熊本県八代市横手本町３番６号
債務者　奥田　香代
1　決定年月日時　平成30年４月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　知寛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月28日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成３０年（フ）第２５５号
京都府亀岡市千歳町千歳狐田31番地10
債務者　田中喜久三
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒澤　誠司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月18日午後３時
5　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第２５６号
京都府亀岡市千歳町千歳狐田31番地10
債務者　田中久美子
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒澤　誠司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月18日午後３時
5　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第２７号
北海道苫小牧市明野新町４丁目21番３号　コスモハイツＡ号棟１階右
債務者　渡辺　英雄
1　決定年月日時　平成30年４月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹田美由紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月６日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成３０年（フ）第８７号
長崎県長崎市清水町11番13号
債務者　山下　幸仁
1　決定年月日時　平成30年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大西由紀子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月18日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第８５号
宮崎県東諸県郡綾町大字入野1742番地２、前住所宮崎県都城市蓑原町2953番地８
債務者　中原　達郎
1　決定年月日時　平成30年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　　卓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月13日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
宮崎地方裁判所破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第３５号
北海道小樽市高島５丁目７番11号　アルバ高島203、前住所北海道小樽市緑４丁目４番10号　ジェランオタル１ｓｔ201号室
債務者　塚本　真波
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成３０年（フ）第２０号
青森県八戸市大字長苗代字墓河原５番地１　フェアリーハウスＡ101
債務者　中居　秀子
1　決定年月日時　平成30年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成３０年（フ）第３０号
青森県八戸市大字河原木字高館66番地170
債務者　中村さくら
1　決定年月日時　平成30年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成３０年（フ）第３２号
青森県八戸市小中野５丁目９番３号　ガーデンハイツＦ号室、前住所岩手県盛岡市上堂３丁目２番３号　カサベルデ上堂201号
債務者　大村　達也
1　決定年月日時　平成30年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成３０年（フ）第１２２号
仙台市宮城野区鶴巻１丁目７番38号　オレンジフラットW33
債務者　小野寺幸江
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第１９９号
仙台市宮城野区福室３丁目６番47―203号
債務者　米倉多鶴子（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第１０号
秋田県大仙市内小友字宮後29番地４
債務者　大友　幸平
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成３０年（フ）第２０号
福島市北中央３丁目７番地の３　ビューバレー北中央Ｂ103
債務者　梅津　雅彦
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
福島地方裁判所

平成３０年（フ）第４号
福島県いわき市内郷御厩町下宿５番地の９
債務者　佐川　吏恵
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成３０年（フ）第２８号
新潟市西蒲区巻甲4461番地１　メゾン越仙第19―202、前住所新潟市西蒲区漆山7981番地ハイツベイブリッジ106号
債務者　坂下　　寛
1　決定年月日時　平成30年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第３５号
新潟市東区浜町５番21号
債務者　金田　岳人
1　決定年月日時　平成30年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
新潟地方裁判所民事部